大崎市病院事業広告掲載要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，病院の資産を広告媒体として活用し，民間企業等の広告を掲載することに関し，必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

（１）　広告媒体　次に掲げる病院資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア　病院の広報その他の印刷物

イ　病院のＷＥＢページ

ウ　病院の財産

エ　その他広告媒体として活用できる資産で病院事業管理者（以下「管理者」という。）が個別に定めるもの

（２）　広告掲載　広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

（広告の範囲）

第３条　広告記載できる広告は，次の各号のいずれにも該当しないものとする。

（１）　法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

（２）　公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

（３）　公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの

（４）　人権侵害，差別，名誉毀損のおそれのあるもの

（５）　政治性のあるもの

（６）　宗教性があるもの

（７）　法律で禁止されている商品，無許可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの

（８）　社会問題についての主義主張に係るもの

（９）　他をひぼう，中傷又は排斥するもの

（１０）非科学的又は迷信に類するもので，利用者を惑わせたり，不安を与えるおそれのあるもの

（１１）国内世論が大きく分かれているもの

（１２）個人又は法人の名刺広告に類するもの

（１３）美観風致を害するおそれがあるもの

（１４）公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの

（１５）その他，掲載する広告として不適当であると管理者が認めるもの

２　前項に定めるもののほか，広告掲載に関する基準は，別途定める。

（広告募集方法等）

第４条　広告を掲載しようとするときは，次に掲げる事項を記載した募集要項を定めるものとし，当該広告媒体ごとの性質に応じて主管課長が別途定める。

（１）　広告媒体の種類

（２）　広告の規格，掲載位置，掲載期間等

（３）　広告の募集方法

（４）　広告の選定方法

（５）　広告掲載料の予定価格

（６）　前各号に掲げるもののほか，広告の募集に関し必要な事項

（審査機関）

第５条　広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため，大崎市病院事業広告審査委員会（以下「審査会」という。）を置く。

２　審査会の委員長は経営管理部長を，委員は総務課長，人事厚生課長，経営医事課長，本院地域医療連携室長，臨床支援室長をもって充てる。

３　委員長は，第２項に定める委員のほか，広告媒体及び審査する内容に関連する主管の職員を，

臨時の委員として加えることができるものとする。

４　委員長に事故があるとき，又は委員長が欠けたときは，あらかじめ委員長の指名する委員が，その職務を代理する。

（会議）

第６条　審査会の会議は，広告内容等，広告の掲載に関して疑義が生じた場合において，委員長が必要と認めたときに，委員長が招集する。

２　審査会の会議は，委員長がその議長となる。

３　審査会の会議は，委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

４　審査会の議事は，出席した委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，委員長の決するところによる。

５　委員長は，広告を掲載するそれぞれの広告媒体を主管する職員を審査会に出席させ，その意見又は説明を求めるものとする。

６　委員長は，必要があると認めたときは，審査会の会議に関係者の出席を求め，その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第７条　審査会の庶務は，経営医事課において処理する。

（その他）

第８条　この要綱の実施に関し必要な事項は，管理者が定める。

附　則

この要綱は，平成２２年１月４日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２８年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和４年５月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和８年４月１日から施行する。